

[事案 2023-330] 新契約無効請求

・令和 6 年 7 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

自分の思っていたものと異なる保険であったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 1 月に乗合代理店を通じて契約した医療保険について、妹が加入した保険会社の医療保険と同じ保険だと思い契約したが、違う保険会社の医療保険の契約をしていたため、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、平成 26 年 12 月に申立人と面談し、申立人の妹から依頼を受けた商品の説明をしたが、申立人から、毎月の保険料の上限は 2 万円との申し出があったため、本契約の提案を行い、申立人の了解を得た上で申込手続が行われていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。